

国民健康保険 後期高齢者 医療制度

お問合せ 国保年金課
☎ 029-885-0340
(内) 116・117

交通事故等で保険証を使う場合には

「第三者行為の届出」を！

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者が、自分以外の人の行為(第三者行為)によるケガや病気で保険証を使う場合には、村に届出が必要です。

第三者行為により病院にかかった場合の医療費は、本来第三者が負担すべきものです。そのため、医療費のうち国保・後期高齢者医療負担分を一時的に立替払いし、後日、第三者に請求します。

《第三者行為に該当するもの》

- ・交通事故(同乗中の事故や自損事故についても届出が必要)
 - ・不当な暴行を受けた
 - ・他人のペットに咬まれた
 - ・購入した食品や飲食店での食中毒
 - ・施設の欠陥による事故
- ◎第三者行為による医療行為であっても保険証が使えないケース
- ・飲酒運転や無免許運転等、自分が法令に反する行為をしていた場合
 - ・工作中や通勤中に発生した場合(労災保険の対象)
 - ・けんかによるケガ



《示談をする前にすべきこと》

被害者と加害者の話し合いがつかない場合は、その示談が優先されます。そのため、国保・後期高齢者医療制度で立替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談をするときは事前に役場国保年金課までご連絡ください。また、示談が成立したときは示談書の写しを提出してください。

《第三者行為の届出の方法》

役場国保年金課に所定の用紙がございますので、必要事項をご記入の上、速やかに提出してください。
※交通事故の場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の添付が必要になります。

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民健康保険制度は日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、年齢構成が高く医療費水準が高い等の構造的な課題を抱えていました。

そこで平成30年度からは、都道府県が責任主体となり安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。

窓口業務(被保険者証の発行、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、特定健診等の保健事業など)については、これまでどおり村が行います。

▶ 県と市町村の役割分担

県の主な役割	市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none">・財政運営の責任主体・国民健康保険運営方針に基づき、事務の効率化・標準化・広域化を推進・市町村ごとの標準的な保険料(税)率を算定し公表・保険給付費等交付金の市町村への支払い	<ul style="list-style-type: none">・国保事業費納付金を県に納付・被保険者証等の発行・標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定・保険料(税)の賦課・徴収・保険給付の決定、支給